

平成27年第12回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成27年12月21日

開会

日程第1 平成27年第11回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第10号 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則の制定について

日程第5 議案第62号 瑞穂市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則の制定について

日程第6 議案第63号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について

日程第7 議案第64号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第8 そ の 他 教育次長

教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について

平成28年 月 日 ( ) 午後 時 分から

閉会

報告第10号

瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則の制定について

瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則案を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

平成27年12月21日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 年 月 日

瑞穂市長

瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による個人番号等の利用及び提供に関する条例（平成 年瑞穂市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則による用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）及び条例において使用する用語の例による。

(個人番号を利用することができる事務)

**医療保険課**

**福祉生活課**

第3条 条例第3条第1項及び別表第1の規定により個人番号を利用することができる事務で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例（平成16年瑞穂市条例第20号）による受給者に関する申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務
- (2) 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例による受給者証に関する事務
- (3) 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務
- (4) 外国人生活保護

(利用することができる保有特定個人情報)

第4条 条例第3条第2項及び条例別表第2の規定により保有特定個人情報を利用することができる規則で定める事務及び保有特定個人情報は、別表第1の事務の欄に掲げる事務に応じてそれぞれ同表の保有特定個人情報の欄に掲げる情報を内容とするものとする。

2 市長は、保有特定個人情報を利用するに当たり、現に保有する保有特定個人情報に代えて、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から新たに特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該新たに提供を受ける特定個人情報を利用するものとする。

(提供することができる保有特定個人情報)

第5条 条例第4条及び別表第3の規定より市長が教育委員会に対して提供することができる規則で定める事務及び保有特定個人情報は、別表第2の事務の欄に掲げる事務に応じてそれぞれ同表の保有特定個人情報の欄に掲げる情報を内容とするものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年●月●日から施行する。

特定保有個人情報を  
独自利用する事務を  
条例から細分化して  
規定してください。

規定する必要があるのは、  
①マイナンバーの法定事務（進達事務を含む。）のうち、番号法では提供を受けることができない情報  
②独自事務として、庁内連携により利用をすることとなる情報  
③左記の細分化した事務に応じて独自利用する情報さらに細かく規定してください

別表第1 (第3条及び第4条関係)

	事 務	保有特定個人情報	備考
1-1	児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務の●●●	生活保護関係情報（生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報を含む。以下同じ。）  <b>福祉生活課</b>	
1-2	児童福祉法の規定による●●		
2-1	児童福祉法の規定による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務の●●●	地方税関係情報及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「被災者台帳情報」という。）	

**福祉生活課**

**健康推進課**

2-2	児童福祉法の規定による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する●●		
3-1	予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務（任意予防接種の実施に関する事務を含む。） ●●●	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報及び障害者関係情報	
3-2	予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務（任意予防接種の実施に関する事務を含む。）の●●●		
4-1	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	生活保護関係情報及び地方税関係情報	
4-2	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務の●●●		
5-1	生活保護法の規定による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（同法の規定に準じて日本の国籍	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、老人福祉法（昭和8年法律第133号）による福祉の措置に関する情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報	

**福祉生活課**

**税務課**

	を有しない者に対して行われるこれらの事務を含む。)の●●●	報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、住民票関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付の支給に関する情報	
5-2	生活保護法の規定による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（同法の規定に準じて日本の国籍を有しない者に対して行われるこれらの事務を含む。）の●●●		
6-1	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務の●●●	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報、公営住宅関係情報、年金給付関係情報、被災者台帳情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報及び介護保険給付等関係情報	
6-2	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の賦課徴収又		

	は地方税に関する調査に関する事務の●●●		
6-10	地方税法第703条の4及び瑞穂市国民健康保険税条例に規定する国民健康保険税の賦課に関する事務	(1) 当該保険税を課せられる者に係る国民健康保険の被保険者、健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者又は私立学校教職員共済制度の加入若しくは被扶養者の資格に関する情報 (2) 当該保険税を課せられる者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る固定資産税に関する情報	条例別表第2第6項関係
6-11	地方税法第706条に規定する保険税の特別徴収の方法による徴収に関する事務	当該保険税を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第135条第1項の規定による介護保険料の特別徴収の実施に関する情報	条例別表第2第6項関係
7-1	国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第2条第1項若しくは第3条(これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。)の被保険者の資格取得の届出又は同令第11条、第12条若しくは第13条第1項(これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。)の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務	(1) 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 (2) 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療に係る被保険者の資格に関する情報 (3) 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る瑞穂市福祉医療費助成に関する条例に規定する受給資格者及び受給者に関する情報	条例別表第2第7項関係
7-2	国民健康保険法第57条の2第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者又は当該者と同一世帯に属する者に係る瑞穂市福祉医療費助成に関する条例第3条による受給資格に関する情報	条例別表第2第7項関係
7-3	国民健康保険法第57条	7-2項に掲げる情報	条例別表

**医療保険課**

**医療保険課**



	の3第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務		第2第7項関係
7-4	国民健康保険法施行規則第5条の2の病院等に入院、入所中又は入居中の者に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法による介護保険の被保険者の資格に関する情報	条例別表第2第7項関係
7-5	国民健康保険法施行規則第5条の4の障害者支援施設等に入所又は入院中の者に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法による介護保険の被保険者の資格に関する情報	条例別表第2第7項関係
8-1	国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条及び同法附則第19条（平成16年法律第104号）による申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	条例別表第2第8項関係
8-2	国民年金法による障害基礎年金を受給している者に係る国民年金法施行規則による国民年金受給権者所得状況届又は現況届・所得状況届の事実についての審査に関する事務	当該届出を行う者に係る市町村民税に関する情報	条例別表第2第8項関係
9-1	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務の●●●	生活保護関係情報及び地方税関係情報	
9-2	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務の●●●		

医療保険課

福祉生活課

地域福祉高齢課	10-1	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務の●●●	地方税関係情報	
	10-2	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務の●●●		
	10-3			
福祉生活課	11-1	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給に関する事務の●●●	障害者関係情報、被災者台帳情報、国民健康保険の加入に関する情報及び国民年金の加入に関する情報	
	11-2	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給に関する事務の●●●		
福祉生活課	12-1	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による給付金の支給に関する事務の●●●	児童扶養手当関係情報	
	12-2	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による給付金の支給に関する事務の●●●		
福祉生活課	13-1	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当の支給に関する事務の●●●	地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報及び被災者台帳情報	
	13-2	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当の支給に関する事務の●●●		
福祉生活課	14-1	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務の●	地方税関係情報、障害者関係情報、児童福祉法による障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。以下同じ。）に関する情報、被災者台帳情報及び介護保険給付等関係情報	

	●●		
14-2	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務の●●		
15-1	母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務の●●●	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報及び住民票関係情報	
	母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務の●●●		
16-1	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第107条第1項に規定する保険料の特別徴収の方法による徴収に関する事務	当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第135条の規定による介護保険料の特別徴収の実施に関する情報	条例別表第2第16項関係
16-2	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第10条第1項若しくは第2項の規定による被保険者の資格取得の届出又は同規則第26条の規定による被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務	(1) 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 (2) 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人支援給付実施関係情報	条例別表第2第16項関係
17-1	介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付の支給、地域支援事業の実	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報及び中国残留邦人等支援給	

健康推進課

医療保険課

地域福祉高齢課

	施又は保険料の徴収に関する事務の●●●	付等関係情報	
17-2	介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務の●●●		
18-1	健康増進法（平成14年法律第103号）の規定による健康増進事業（これに類する健康の増進に資する事業を含む。）の実施に関する事務の●●●	住民票関係情報、医療保険関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報	
18-2	健康増進法（平成14年法律第103号）の規定による健康増進事業（これに類する健康の増進に資する事業を含む。）の実施に関する事務の●●●		
健康推進課			
19-1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務の●●●	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民年金法その他の法令の規定による給付の支給に関する情報、住民票関係情報及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令の規定により行われる給付の支給に関する情報	
福祉生活課			
19-2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務の●●●		
21	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）の規定による申請等（申請、届出又は申出をい	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	条例別表第2第21項関係
医療保険課			

医療保険課

	<p>う。この項において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p>		
<p>2 2 - 1</p>	<p>瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の規定による受給者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。この項において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p>	<p>(1) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報  (2) 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報  (3) 当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報  (4) 当該申請を行う者に係る県が発行する療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報  (5) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当法による給付の支給に関する情報  (6) 当該申請を行う者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報  (7) 当該申請を行う者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報  (8) 当該申請を行う者に係る介護保険法による保険給付の支給に関する情報  (9) 当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報  (10) 当該申請を行う者</p>	<p>条例別表第2第22項関係</p>

		若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報	
2 2 - 2	瑞穂市福祉医療費助成に関する条例による受給者証に関する事務	2 2 - 1 項に掲げる情報	条例別表第 2 第 2 2 項関係
2 2 - 3	瑞穂市福祉医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務	2 2 - 1 項に掲げる情報	条例別表第 2 第 2 2 項関係

別表第 2 (第 5 条関係)

	事 務	保有特定個人情報
<b>幼児支援課</b>	1 - 1 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の規定による保育所における保育の実施若しくは措置に関する事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	(1) 当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法による生活保護実施関係情報 (2) 当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる市町村民税に関する情報 (3) 当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 (4) 当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 (5) 当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る岐阜県療育手帳に関する規則（平成 1 2 年岐阜県規則第 7 2 号）に規定する療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 (6) 当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）による給付の支給に関する情報
<b>幼児支援課</b>		

		<p>(7) 当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による給付の支給に関する情報</p> <p>(8) 当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付の実施に関する情報</p>
2-1	<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による市町村の認定等の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>(1) 当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法による生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税に関する情報</p> <p>(3) 当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>(4) 当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>(5) 当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る岐阜県療育手帳に関する規則（平成12年岐阜県規則第72</p>

		<p>号) に規定する療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>(6) 当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による給付の支給に関する情報</p> <p>(7) 当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による給付の支給に関する情報</p> <p>(8) 当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付の実施に関する情報</p>
2-2	<p>瑞穂市放課後児童健全育成事業実施(平成21年瑞穂市条例第1号)に規定する放課後児童クラブ保育料の減免の申請等に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>(1) 当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報</p>

別表2は「事務委任」で教育委員会へ事務が委任されている事務で市長部局から情報提供を受けている情報



## 議案第 6 2 号

瑞穂市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則の制定について

瑞穂市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則案を別紙のとおり提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日 提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の規定により、個人番号等を利用する事務について必要な事項を定めるため、瑞穂市教育委員会規則を制定するもの。

瑞穂市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例  
施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例（平成 年瑞穂市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則による用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）及び条例において使用する用語の例による。

(個人番号の利用に係る事務)

第3条 条例第3条第2項及び条例別表第2の規定により個人番号を利用することができる事務で規則で定めるものは、瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則（平成 年瑞穂市規則第 号。以下「規則」という。）別表第2の事務の欄に掲げるものとする。

(利用することができる保有特定個人情報)

第4条 条例第3条第2項及び条例別表第2の規定により利用することができる保有特定個人情報は、規則別表第2の事務の欄に掲げる事務に応じてそれぞれ同表の保有特定個人情報の欄に掲げる情報を内容とするものとする。

2 教育委員会は、保有特定個人情報を利用するに当たり、現に保有する保有特定個人情報に代えて、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から新たに特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該新たに提供を受ける特定個人情報を利用するものとする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

議案第63号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について  
瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則案を別紙のと  
おり提出する。

平成27年12月21日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の一部を改  
正する内閣府令の施行予定に伴い、市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則  
第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

(表)

施設型給付費・地域型保育給付費等  
支給認定申請書兼  
保育施設利用申込書



受付番号		世帯番号	
受付場所 〔施設名・連絡先 担当者名〕			
入所契約(内定)状況 契約・内定日		未定・内定・契約 ・	

瑞穂市教育委員会教育長 宛

申込日 年 月 日

保護者氏名	〒	市区町村	自宅	携帯(父)	携帯(母)
電話番号					
現住所					
※転入予定の場合	転入予定日	転入予定住所			

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。また、保育施設の利用について申し込みます。

保育の希望の有無	<input type="checkbox"/> 無：幼稚園等のみ希望 <input type="checkbox"/> 有：保育所等を希望 (幼稚園との併願 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有)	<input type="checkbox"/> 転所希望 (既に保育施設を利用中の方が転所を希望する場合に☑) (通所中の施設名 )
----------	---	--

利用を希望する施設(事業者)名・希望理由		利用を希望する期間	
第1希望	幼稚園 希望理由 保育所	利用期間	年 月 日 から
第2希望	幼稚園 希望理由 保育所		<input type="checkbox"/> 小学校入学前
第3希望	幼稚園 希望理由 保育所		<input type="checkbox"/> 年 月 日 まで
第4希望	幼稚園 希望理由 保育所	利用曜日	曜日から 曜日まで
第5希望	幼稚園 希望理由 保育所	利用時間	時 分から 時 分まで <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">長延</span>

※普通保育時間(8時~16時)を超える場合は別に申込が必要です。

○利用児童の家庭の状況(利用開始希望日現在) 父母及び同居所に住んでいる人全員について記入してください。

区分	フリガナ氏名 個人番号	児童との続柄 性別	職業 (学生は学年) 生年月日	勤務先・学校名・保育所名等	障がい児(者)の場合 障害者手帳等を添付	1月1日現在の住所 市外の場合、所得課税 証明書等を添付	備考 育児休業終了予定のかたは、 復帰予定年月日を記入
申請児童		本人	0・1・2 3・4・5	通所している療育施設等 ( )	身体( )級 療育( ) 精神( )級		アレルギー 無・有 アレルギー( ) ※外国人の場合 日本語での会話 できる・できない
子どもの世帯員		男・女	・		身体( )級 療育( ) 精神( )級	年 市内・市外 年 市内・市外	
		男・女	・		身体( )級 療育( ) 精神( )級	年 市内・市外 年 市内・市外	
		男・女	・		身体( )級 療育( ) 精神( )級	年 市内・市外 年 市内・市外	
		男・女	・		身体( )級 療育( ) 精神( )級	年 市内・市外 年 市内・市外	
		男・女	・		身体( )級 療育( ) 精神( )級	年 市内・市外 年 市内・市外	
		男・女	・		身体( )級 療育( ) 精神( )級	年 市内・市外 年 市内・市外	
		男・女	・		身体( )級 療育( ) 精神( )級	年 市内・市外 年 市内・市外	
生活保護受給	無・有		保護開始日	年 月 日			
ひとり親家庭	非該当・該当		□死別 □離婚 □未婚 □その他( ) 事由発生日	年 月 日		児童扶養手当の受給 無・有 遺族年金の受給 無・有	

保育が必要な理由	続柄	必要とする理由
	父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他( )
母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他( )	

○同居していない祖父母の状況

父方	住所	氏名	祖父	祖母	母方	住所	氏名	祖父	祖母
	(TEL - - )					(TEL - - )			

裏面もご記入ください

### 同意書兼誓約書

〔同意事項〕

- 1 保育料の算定・収納のため、同一世帯者を含む市町村民税課税情報、住民基本台帳情報、戸籍情報等必要な情報を保育所担当課が住民基本台帳担当課、戸籍担当課、市税担当課及び福祉担当課から取得する場合があること。
- 2 保育所等の利用申込の際に収集した個人情報について、瑞穂市個人情報保護条例第7条の規定により、関係機関に提供する場合があること。
- 3 保育料を滞納した場合は、保育料収納のため必要に応じ、収納情報などを保育所等に提供する場合があること。また、家庭状況や保育の状況などの情報の提供を保育所等に求める場合があること。
- 4 保育料を滞納した場合は、以後の納付義務が発生する保育料は児童手当の支給額の範囲内において、保育料の特別徴収をする場合があること。また、財産（給与、預貯金、生命保険などを含む。）の差押えなどの滞納処分を受ける場合があること。
- 5 申込みの内容に虚偽があった場合は、利用の内定を取り消すこと。また、利用開始後に申込みの内容が事実と異なることが判明した場合は、退所となる場合があること。

〔誓約事項〕

- 1 保育料は、納期限までに必ず納付すること。
- 2 世帯構成（婚姻、離婚、祖父母などと同居となったなど）、保育を必要とする事由（就労、疾病など）など、申込内容について変更が生じた場合は、直ちに届け出ること。
- 3 就労状況など保育を必要とする事由を証する書類の提出を求められた場合は、方法や期限に従い提出すること。
- 4 世帯状況や就労状況などに異動や変更があり、保育を必要とする事由が認められなくなった場合は、退所すること。

上記の事項を確認のうえ同意し、遵守することを誓約します。

瑞穂市長 様

瑞穂市教育委員会教育長 様

保護者氏名



### 保育所利用調整に係る確認票

◎保育所の利用については、

- ・保育を必要とする事由に該当しないために利用が認められない場合
  - ・希望者が多数いるため希望する保育所を利用できない場合
  - ・保育を必要とする事由の該当事由により保育の利用期間が希望に添えない場合
- ）があります。あらかじめご了承ください。

該当する□欄に✓を入れてください。

1. 選考の結果、入所できなかった場合（3歳未満児のみ）

□① 保育施設の空きを待つ（翌月以降選考継続を希望）

利用のご案内ができるまでの保育方法（当てはまるもの全てに✓）

- 他の保育施設（認可外保育所等）に預ける □親族に預ける □育児休業を延長する\*
- 職場に連れていく □その他（ ）

※育児休業を延長する場合、利用開始月の翌月1日までに復職できる方が選考対象となります。育児休業期間を切上げて復職可能か、必ず勤務先にご確認ください。

□② 申込みを取り下げる

2. 兄弟姉妹と同時申請の場合

□① 同時に同じ保育所でなければ利用しない

□② 別の保育所であってもよいので同時に利用開始したい

□③ 別々の時期からでも入所したい →入所できなかった児童は □先に入所した児童と同じ保育所のみ希望 □先に入所した児童と別の保育所でも可

\*市町村使用欄

○支給認定（可・否 否とする理由）

認定日： 年 月 日

支給認定 期 間	～	年 月 日	保 育 必要量	標 準 短	現 況	生保 ひ親 在障	保 育 を 必要と する事由	父	母	留 意 事 項	兄弟有 育休明	
-------------	---	-------	------------	----------	-----	----------------	-------------------------	---	---	------------	---------	--

○処理状況

○利用契約状況

保育所への連絡 TEL・FAX（ / ）

様式第 1 2 号を次のように改める。

様式第12号（第13条関係）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者	氏名	Ⓜ	個人番号						
	生年月日	連絡先							
	住所								

支給認定変更申請書

支給認定について次のとおり変更したいので、支給認定証及び関係書類を添えて、支給認定の変更の認定を申請します。

子ども	氏名	保護者との続柄							
	生年月日	個人番号							
変更事項	変更前	認定区分							
		保育必要量							
		支給認定の有効期間							
		利用者負担額に関する事項							
	変更後	認定区分							
		保育必要量							
		支給認定の有効期間							
		利用者負担額に関する事項							
変更の原因となった事由									
変更年月日									

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担金について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名

Ⓜ



様式第 1 5 号及び様式第 1 6 号を次のように改める。

様式第 1 5 号 (第 1 6 条関係)

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保 護 者	氏名	Ⓜ	個人番号						
	生年月日		連絡先						
	住所								

支給認定申請内容変更届

次のとおり変更したので、支給認定証及び関係書類を添えて届出します。

子 ど も	氏名		保護者との続柄						
	生年月日		個人番号						
変 更 事 項	変 更 前	保護者の氏名							
		住所							
		連絡先							
	変 更 後	子どもの氏名							
		保護者との続柄							
	変 更 後	保護者の氏名							
		住所							
		連絡先							
		子どもの氏名							
		保護者との続柄							
変更の理由									
変更年月日									



## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p><u>様式第1号（第3条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第12号（第13条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第15号（第16条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第16号（第17条関係）</u> 略</p>	<p><u>様式第1号（第3条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第12号（第13条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第15号（第16条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第16号（第17条関係）</u> 略</p>

議案第 6 4 号

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則  
について

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を  
別紙のとおり提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成 2 8 年度放課後児童クラブ利用申込みにつき必要な事項を定めるため、  
瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則  
瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「及び勤務に関する証明書（様式第3号の3）」を削る。  
様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第7条関係）

（表）

状況証明書（                      年度）

世帯番号

裏面の記入上の注意をご確認のうえ、ご記入ください。

※保護者記入欄

(フリガナ) 保護者氏名	(フリガナ) 児童氏名	生年月日 (      年      月      日)	
	(フリガナ) 児童との続柄 (父・母・祖父・祖母)	(フリガナ) 児童氏名	生年月日 (      年      月      日)
保育を必要とする理由 (当てはまるものに○)		①就労 ②疾病・障がい ③介護・看護 ④災害復旧 ⑤就学 ⑥その他	

- ①…下記に会社（事業所）による証明をもらってください。  
②～⑥…裏面にご記入ください。

※就労状況等証明欄（事業主等の証明者が記入すること。訂正箇所には証明印で訂正すること。）

※本人記入欄	就労形態 (当てはまるものに○)	正社員(職員) ・ パート ・ アルバイト ・ 自営業		
	勤務先	名称	TEL	
	通勤手段	電車・バス・車・自転車・徒歩・その他 (      )	通勤時間 (片道)	____時間____分
	月平均収入	約 _____円/月 ※パート・アルバイト・その他の被雇用者のかたのみ記入		
勤務先記入欄	就労開始日	____年____月____日から [ 就労・就労予定 ]		
	1日当たりの勤務時間	(休憩時間を含む労働契約上の正規の勤務時間を記入。就労予定の場合は見込みを記入) ____時____分～____時____分 [ ____時間____分 ] … 週____日		
		____時____分～____時____分 [ ____時間____分 ] … 週____日		
		____時____分～____時____分 [ ____時間____分 ] … 週____日		
		上記契約以外の勤務 (残業) 無・有→ ____時____分まで		
休日	毎週 _____曜日・祝日・不定休 (月____日)	勤務日数	月約____日	
職種	(仕事の内容) 事務、販売、製造など			
上記の者の就労状況について、上記のとおり証明します。				
証明者 所在地		____年 ____月 ____日		
会社 (事業所) 名		電話番号	— —	
職・氏名		Ⓜ		

※証明者は、就労を証明できるかたであれば必ずしも雇用主でなくても結構です。（営業所長、店長、人事課長、所属長等）  
※自営業の中心者のかたは、確定申告書の写し又は個人事業の開業届出書等、事業を実施していることが証明できる書類の写しを添付してください。



(裏)

↓当てはまるものに○	状況記入欄	添付書類
②障がい	(当てはまるものに○を付け、等級を記入) 障害者手帳：身体・療育・精神 _____ 級 障害年金 _____ 級 自立支援医療 特定疾患 要介護 _____ その他 ( )	診断書 (下記に証明又は別紙)
疾病	診断書のとおり	
③介護・看護	介護・看護を受ける人 _____ (子どもとの続柄 _____) 身体・療育・精神 _____ 級 / 要介護 _____ 病院等への付添い 週 _____ 日	
④災害復旧	_____ 年 _____ 月 _____ 日罹災	罹災証明書
⑤就学	_____ 年 _____ 月 _____ 日入学 (予定)	在学証明書・授業のカリキュラムの写し
⑥その他		状況の分かる書類

(記入上の注意)

この証明書は、放課後児童クラブ利用を希望する児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。放課後児童クラブの利用承諾のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。また、証明内容に変更があった場合は、必ず通所する放課後児童クラブ又は市役所窓口までご連絡ください。

- ・証明内容については、市から勤務先等に問い合わせる場合もございます。あらかじめご了承ください。
- ・証明内容に不正が認められた場合は、放課後児童クラブの利用承諾を取り消す場合がございます。

診 断 書			
患者氏名		生年月日	年 月 日
住 所			
病 名			
加療見込期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
加療の方法	<input type="checkbox"/> 入院 (入院期間： 年 月 日 ~ 年 月 日) <input type="checkbox"/> 通院 ( 回 / 週・月) <input type="checkbox"/> 往診 ( 回 / 週・月) <input type="checkbox"/> 自宅療養		
傷病の程度	<input type="checkbox"/> 絶対安静 <input type="checkbox"/> 常時看護人必要 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	児童の保育に当たること 不可能 ・ ある程度可能 ・ 可能		
上記のとおり診断します。 年 月 日 住所 医師 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>			

様式第 3 号の 2 中「、勤務に関する証明書を添付し」を削る。

様式第 3 号の 3 を次のように改める。

様式第 3 号の 3 削除

様式第 5 号を次のように改める。



## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行し、改正後の第7条、様式第2号、様式第3号の2及び様式第3号3の規定は、平成28年度以後の放課後児童クラブの利用申込みについて適用する。

### (準備行為)

- 2 支給認定に関して必要な手続等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。



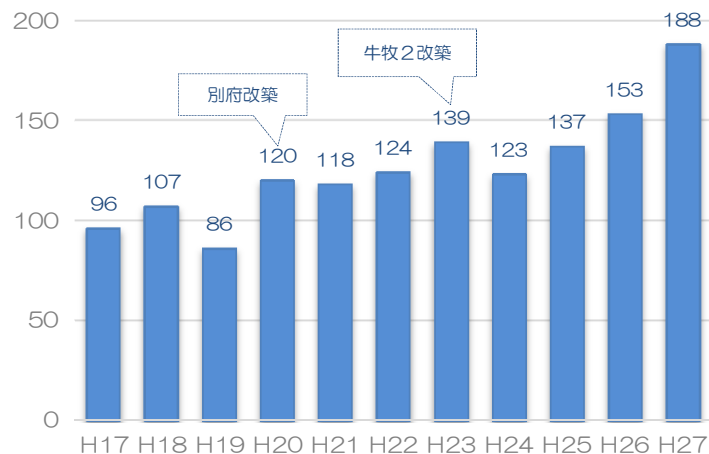
## 保育所・幼稚園・認定こども園の現況

# 1. 市立保育所の児童数の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H17・H27の差
未満児	96	107	86	120	118	124	139	123	137	153	188	92
0歳児			2	3	6	4	7	8	7	9	7	-
1歳児	96	107	28	51	44	52	51	54	58	62	89	-
2歳児			56	66	68	68	81	61	72	82	92	-
以上児	969	975	990	1,023	1,005	1,016	1,029	1,035	999	1,035	1,033	64
3・4歳児	789	794	795	771	752	795	709	711	684	672	728	▲ 61
5歳児	180	181	195	252	253	221	320	324	315	363	305	125
合 計	1,065	1,082	1,076	1,143	1,123	1,140	1,168	1,158	1,136	1,188	1,221	156

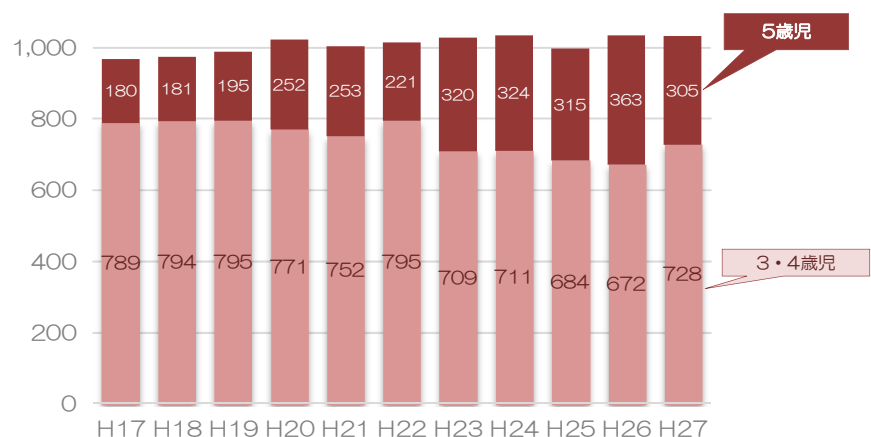
※各年4月1日現在の数値 瑞穂市データブックより

市立保育所 未満児（0～2歳児）の入所者数



未満児の受入数は、H17年の2倍になっている。

市立保育所 以上児（3～5歳児）の入所者数



H20より本田1・穂積・牛牧1で5歳児保育開始

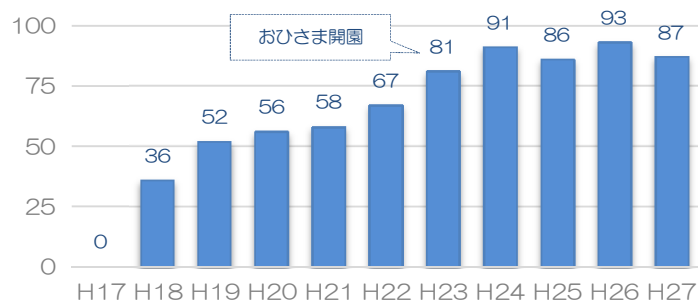
・H23、H24より牛牧2(H23)・本田2(H24)で5歳児保育開始  
・H23よりほづみ幼稚園で3、4歳受入開始

## 2. 私立保育所の児童数の推移（清流みずほ保育園・おひさま保育園）

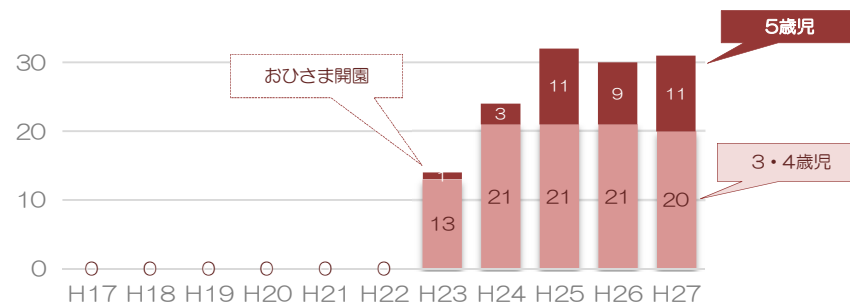
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H17・H27の差
未満児	0	36	52	56	58	67	81	91	86	93	87	87
以上児	0	0	0	0	0	0	14	24	32	30	31	31
3・4歳児	-	-	-	-	-	-	13	21	21	21	20	20
5歳児	-	-	-	-	-	-	1	3	11	9	11	11
合 計	0	36	52	56	58	67	95	115	118	123	118	118

※各年4月1日現在の数値 瑞穂市データブックより

私立保育所 未満児（0～2歳児）の入所者数



私立保育所 以上児（3～5歳児）の入所者数



## 3. 広域利用による市外保育所の児童数の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H17・H27の差
未満児	16	21	9	11	19	10	7	6	9	6	14	▲ 2
以上児	21	25	22	20	17	12	17	7	9	5	11	▲ 10
3・4歳児	16	18	17	15	10	9	12	2	7	2	10	▲ 6
5歳児	5	7	5	5	7	3	5	5	2	3	1	▲ 4
合 計	37	46	31	31	36	22	24	13	18	11	25	▲ 12

※各年4月1日現在の数値 瑞穂市データブックより

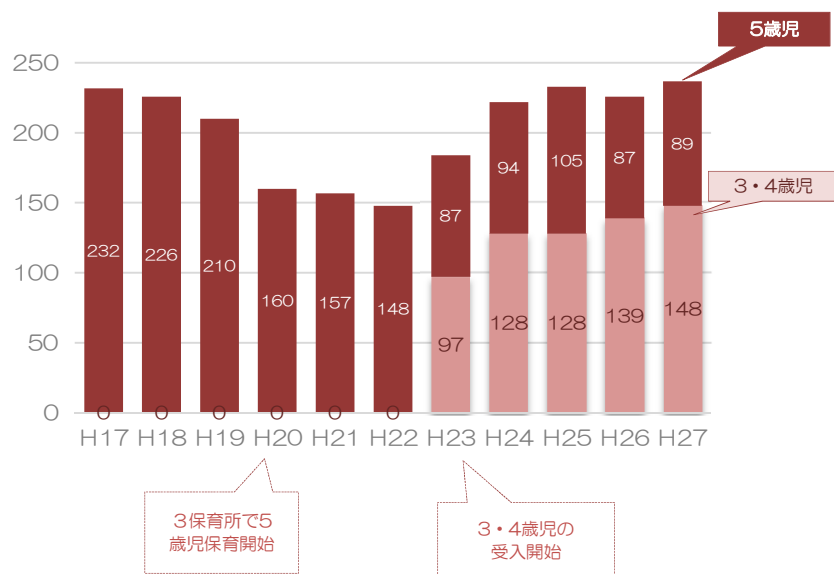


## 4. ほづみ幼稚園の児童数の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H17・H27の差
3・4歳児	0	0	0	0	0	0	97	128	128	139	148	148
3歳児	-	-	-	-	-	-	61	60	60	60	65	60
4歳児	-	-	-	-	-	-	36	68	68	79	83	68
5歳児	232	226	210	160	157	148	87	94	105	87	89	▲ 143
合 計	232	226	210	160	157	148	184	222	233	226	237	5

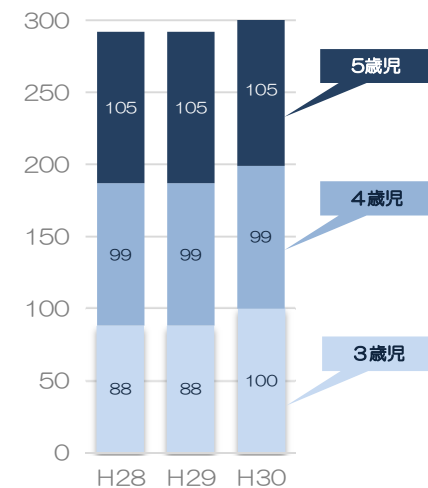
※各年5月1日現在の数値 学校基本調査より

ほづみ幼稚園の入所者数



今後の定員予定

	H28	H29	H30
3・4歳児	187	187	199
3歳児	88	88	100
4歳児	99	99	99
5歳児	105	105	105
合 計	292	292	304



### 5. 過去5年間の保育所別の入所数及び定員数の推移

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
公立	本田第1保育所	未満児	17	17	9	13	16	22
		以上児	96	99	105	102	113	111
		計	113	116	114	115	129	133
		定員	150	150	150	150	150	150
	本田第2保育所	未満児	17	13	13	15	14	21
		以上児	84	59	82	87	116	117
		計	101	72	95	102	130	138
		定員	150	150	150	150	150	150
	別府保育所	未満児	48	47	45	54	56	62
		以上児	160	154	163	167	168	172
		計	208	201	208	221	224	234
		定員	240	240	240	240	240	240
	穂積保育所	未満児	—	—	—	—	—	—
		以上児	76	73	62	49	55	59
		計	76	73	62	49	55	59
		定員	90	90	90	90	90	90
	牛牧第1保育所	未満児	—	—	—	—	—	—
		以上児	104	81	73	64	67	58
		計	104	81	73	64	67	58
定員		120	120	120	120	120	120	
牛牧第2保育所	未満児	18	37	35	34	38	43	
	以上児	85	145	153	174	171	164	
	計	103	182	188	208	209	207	
	定員	110	220	220	220	220	220	
西保育・教育センター	未満児	—	—	—	—	—	—	
	以上児	118	123	122	108	96	85	
	計	118	123	122	108	96	85	
	定員	145	145	145	145	145	145	
中保育・教育センター	未満児	12	11	8	9	12	16	
	以上児	99	96	85	77	67	76	
	計	111	107	93	86	79	92	
	定員	140	140	140	140	140	140	
南保育・教育センター	未満児	12	14	13	12	17	24	
	以上児	194	199	190	171	182	191	
	計	206	213	203	183	199	215	
	定員	240	240	240	240	240	240	
小計①	未満児	124	139	123	137	153	188	
	以上児	1,016	1,029	1,035	999	1,035	1,033	
	計	1,140	1,168	1,158	1,136	1,188	1,221	
	定員	1,385	1,495	1,495	1,495	1,495	1,495	

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
私立	清流みずほ保育園	未満児	67	62	67	59	65	60
		以上児	—	—	—	—	—	—
		計	67	62	67	59	65	60
		定員	60	60	60	60	60	60
	おひさま保育園	未満児	—	19	24	27	28	27
		以上児	—	14	24	32	30	31
		計	—	33	48	59	58	58
		定員	—	60	60	60	60	60
	小計②	未満児	67	81	91	86	93	87
		以上児	0	14	24	32	30	31
		計	67	95	115	118	123	118
		定員	60	120	120	120	120	120
広域入所	未満児	10	7	6	9	6	17	
	以上児	12	17	7	9	5	8	
	計	22	24	13	18	11	25	
	定員	—	—	—	—	—	—	
合計	未満児	201	227	220	232	252	292	
	以上児	1,028	1,060	1,066	1,040	1,070	1,072	
	計	1,229	1,287	1,286	1,272	1,322	1,364	
	定員	1,445	1,615	1,615	1,615	1,615	1,615	

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
公立	ほづみ幼稚園	3歳児	—	61	60	60	60	65
		4歳児	—	36	68	68	79	83
		5歳児	148	87	94	105	87	89
		計	148	184	222	233	226	237
		定員	—	325	325	325	325	325
私立	清流みずほ幼稚園	3歳児	41	35	45	38	42	37
		4歳児	46	40	35	41	36	39
		5歳児	48	46	39	37	44	34
		計	135	121	119	116	122	110
		定員	200	200	200	200	200	200
合計	3歳児	41	96	105	98	102	102	
	4歳児	46	76	103	109	115	122	
	5歳児	196	133	133	142	131	123	
	計	283	305	341	349	348	347	
	定員	200	525	525	525	525	525	

# 校区別児童数(全体)と通所状況について

平成27年7月1日現在

	A	各校区がAの全体に占める割合	B	各校区がBの全体に占める割合	C	各校区がCの全体に占める割合	D	各校区がDの全体に占める割合	E	F	G	各校区がGの全体に占める割合	G/A%
小学校区	未就学児童数		通所児童		私立幼稚園		ほづみ幼稚園		広域保育	無認可保育所	自宅に居る児童		校区内に居る児童の割合
生津	馬場	201	56		45		15		1	0	84		
	生津	248	95		33		19		3	2	96		
	計	449	151	11.1%	78	17.5%	34	14.3%	4	2	180	11.3%	40.0%
本田	本田	383	124		63		27		1	0	168		
	只越	172	62		21		13		0	0	76		
	計	555	186	13.6%	84	18.9%	40	16.9%	1	0	244	15.3%	44.0%
穂積	別府	317	106		41		33		1	0	136		
	穂積	336	113		36		24		2	0	161		
	稲里	184	55		26		6		2	1	94		
計	837	274	20.1%	103	23.1%	63	26.6%	5	1	391	24.5%	46.7%	
牛牧	十九条	137	41		15		14		0	0	67		
	牛牧	342	118		29		21		3	1	170		
	宝江	17	4		2		2		0	0	9		
	野田新田	72	22		7		6		1	0	36		
	野白新田	135	56		12		8		1	0	58		
	祖父江	100	35		13		6		0	0	46		
	東結	3	1		1		0		0	0	1		
	厘川	124	37		17		14		1	0	55		
	計	930	314	23.0%	96	21.6%	71	30.0%	6	1	442	27.8%	47.5%
	西	七崎	14	7		2		0		0	0	5	
居倉		53	28		4		2		0	0	19		
森		44	27		3		1		1	0	12		
田之上		88	42		10		2		0	0	34		
唐栗		28	15		1		0		1	0	11		
宮田		6	1		1		0		0	0	4		
大月		7	2		2		1		0	0	2		
計		240	122	8.9%	23	5.2%	6	2.5%	2	0	87	5.4%	36.3%
中	重里	35	14		5		1		0	0	15		
	美江寺	64	34		10		2		0	0	18		
	十七条	25	10		1		0		0	0	14		
	十八条	32	18		5		0		0	0	9		
	計	156	76	5.6%	21	4.7%	3	1.3%	0	0	56	3.5%	35.9%
南	古橋	312	167		20		11		1	1	112		
	横屋	124	43		15		9		0	0	57		
	中宮	36	19		4		0		0	0	13		
	呂久	27	14		1		0		0	0	12		
	計	499	243	17.7%	40	9.0%	20	8.4%	1	1	194	12.2%	38.9%
合計	3666	1366	100%	445	100%	237	100%	19	5	1594	100%		

H27. 7. 1時の住民記録より抽出した人数

市内11保育所(市立9保育所と清流みずほ保育園とおひさま保育園)

清流みずほ幼稚園を含む

主には母親の勤務地付近の保育所に預ける場合(岐阜市内が多い)

ままん保育園、みっけのおうち、エンジェルらんど

G=A-B-C-D  
-E-F

## 6. 平成28年度4月 保育所入所の申込状況について

### (1) 年齢別・保育所別申込状況

	総数	本田1	本田2	別府	穂積	牛牧1	牛牧2	西保育	中保育	南保育	清流	おひさま
0歳児	24	1	3	3	-	-	2	-	1	1	3	10
1歳児	139	9	10	41	-	-	39	-	8	23	5	4
2歳児	76	5	10	20	-	-	12	-	8	12	1	8
3歳児	234	20	24	35	23	13	45	18	12	36	-	8
4歳児	20	5	1	2	2	1	6	1	1	1	-	0
5歳児	9	0	2	3	0	1	0	0	0	3	-	0
未満児	239	15	23	64	0	0	53	0	17	36	9	22
以上児	263	25	27	40	25	15	51	19	13	40	0	8
合計	502	40	50	104	25	15	104	19	30	76	9	30

### (2) 募集予定数と申込数の比較状況

		計	本田1	本田2	別府	穂積	牛牧1	牛牧2	西保育	中保育	南保育	清流	おひさま
未満児	申込数	239	15	23	64	-	-	53	-	17	36	9	22
	募集数	135	10	10	25	-	-	20	-	20	10	30	10
	差	▲104	▲5	▲13	▲39	-	-	▲33	-	3	▲26	21	▲12
3歳児 (4・5歳含まない)	申込数	234	20	24	35	23	13	45	18	12	36	-	8
	募集数	315	25	25	30	40	40	35	40	30	45	-	5
	差	81	5	1	▲5	17	27	▲10	22	18	9	-	▲3

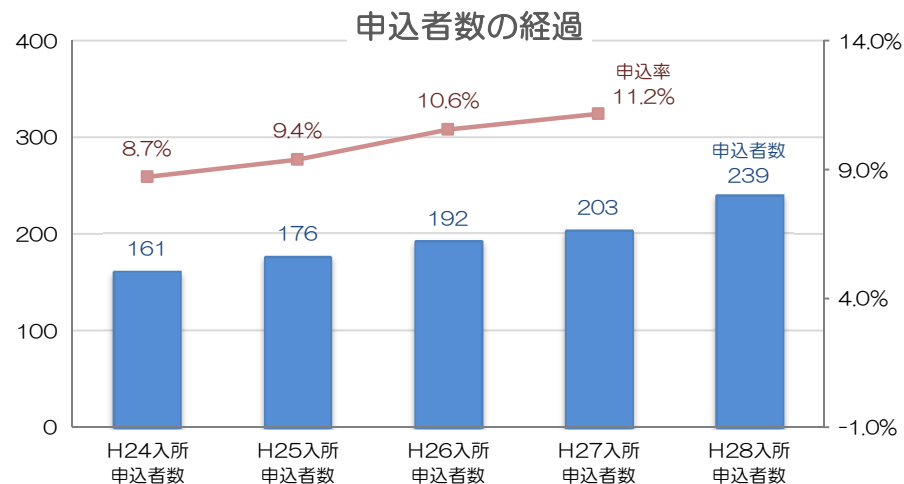
- ・ 未満児については当初募集数の135人に対して、1.7倍の239人の申込みがあったため、多数の待機児童が発生する見込み。  
(ただし、募集数については、退園予定者等の集計に伴い当初予定数よりも増とする見込み。)
- ・ 以上児について別府保育所・牛牧第2保育所で募集数を超えているが、全体では十分に空きがある。

## 7. 未満児の申込者数と待機児童数の経過

### (1) 申込者数の経過

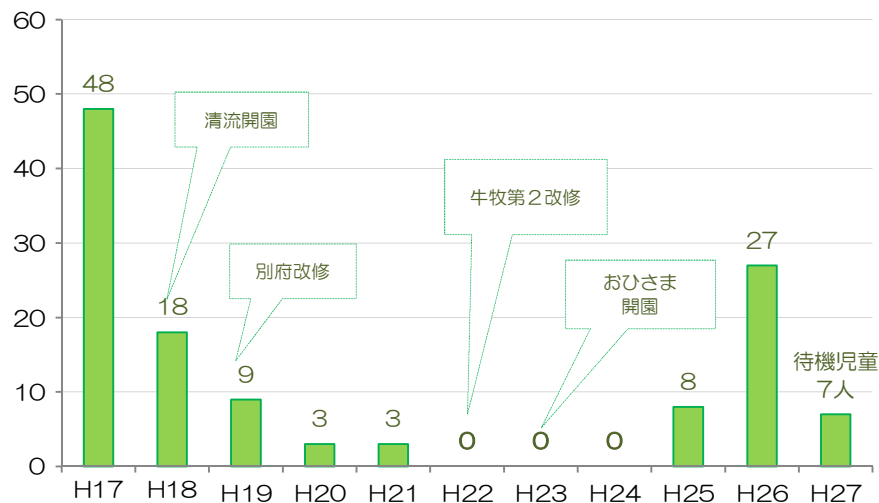
	H24入所 申込者数	H25入所 申込者数	H26入所 申込者数	H27入所 申込者数	H28入所 申込者数
①申込数	161	176	192	203	239
②人口数	1847	1875	1819	1819	-
0歳児	624	609	586	625	-
1歳児	641	635	609	598	-
2歳児	582	631	624	596	-
割合(①/②)	8.7%	9.4%	10.6%	11.2%	

(注) H24～H26入所はおひさま保育園分を含まない数値



・共働き世帯の増加や出産後も仕事を続ける女性の増加などで、未満児保育を希望する申込者数は年々増加している。

### (2) 待機児童数の経過



- ・清流みずほ保育園(H18)・おひさま保育園(H23)の開園及び別府保育所(H19)・牛牧第2保育所(H22)の改修による未満児保育の拡大により待機児童は減少していたが、H25年ころより増加傾向にある。

(注)この待機児童数は国基準で定義される「保育所等利用待機児童」であり、(他に利用可能な施設があるにも関わらず)特定の保育所を希望して待機する場合や、保護者が育児休業中の場合などは含んでいません。

## 8. 保育所・幼稚園施設状況

老朽化施設（法定耐用年数を超える建物） 法定耐用年数 鉄骨造34年 鉄筋コンクリート造47年

保育所

- 1. 本田第1保育所 南側保育棟 ※ H13屋根の改修
- 2. 穂積保育所 ※ H24耐震補強工事（ブレース補強、塗装、天井張替）
- 3. 牛牧第1保育所 ※ H24耐震補強工事（ブレース補強）
- 4. 中保育・教育センター ※ H13大規模改修（内装、屋根、空調） H16耐震補強工事（ブレース補強）

幼稚園

- 1. ほづみ幼稚園 ※ H21～22保育棟（A・B・C棟）大規模改造（補強、空調、トイレ） H26遊戯室（吊り天井）

近隣市の平均定員

	公私保育所数		平均定員	
	箇所	人	箇所	人
岐阜市	46	117		
大垣市	31	147		
羽島市	11	168		
各務原市	17	125		
瑞穂市	11	146		
合計と平均	819	134		

平成27年4月1日 現在

	敷地面積	施設										定員
		建物						遊戯室 面積	屋外遊戯場 保有面積	プー ル		
		棟	構造	階数	建築年	築	面積			建築年	築	
本田第1保育所	1,340㎡	北	RC	2	S55	35	1,329㎡	264㎡	823㎡	S51.06	39	150人
		南	S	1	S48	42						
本田第2保育所	2,816㎡	園	RC	2	S54	36	1,274㎡	299㎡	1,292㎡	S55.04	35	150人
別府保育所	10,340㎡	西	RC	2	H19	8	3,412㎡	483㎡	1,100㎡	H20.12	7	240人
		東	RC	2	S53	37	838㎡		1,300㎡			
穂積保育所	4,288㎡	園	S	1	S46	44	747㎡	130㎡	2,015㎡	S54.06	36	90人
			S	1	S49	41						
牛牧第1保育所	2,014㎡	園	S	1	S46	44	658㎡	120㎡	600㎡	H16.07	11	120人
			S	1	S48	42						
牛牧第2保育所	6,366㎡	西	RC	2	S52	38	2,330㎡	185㎡	873㎡	H23.03	4	220人
		支	S	1	H04	23						
		東	S	1	H22	5						
西保育・教育センター	3,506㎡	園	RC	2	S51	39	1,204㎡	197㎡	1,370㎡	S51.02	39	145人
			RC	2	H11	16						
中保育・教育センター	6,091㎡	園	S	1	S53	37	999㎡	170㎡	1,031㎡	S56.07	34	140人
			S	1	H14	13						
南保育・教育センター	7,300㎡	園	RC	2	S50	40	1,453㎡	221㎡	1,615㎡	S50.02	40	240人
			S	2	H12	15						
保育所計	44,061㎡						14,244㎡	2,069㎡	12,020㎡			
ほづみ幼稚園	11,222㎡	A	S	2	S43	47	2,488㎡	164㎡	4,400㎡	S43.10	47	325人
		B	S	2	S48	42						
		C	S	1	S43	47						

【構造種別】 RC：鉄筋コンクリート S：鉄骨

【耐用年数】 RC：47年 S：34年

## 9. 県内21市の保育所・認定こども園・幼稚園の設置状況

市町村名	総人口		認可保育所				幼保連携型 認定こども園				幼稚園				計			
	年齢前児童数	区分	公立	私立	計	公立率	公立	私立	計	公立率	公立	私立	計	公立率	公立	私立	計	公立率
岐阜市	414,382	施設数	20	26	46	43%			0		2	40	42	5%	22	66	88	25%
	20,119	定員	2,030	3,355	5,385				0				0					
大垣市	166,867	施設数	16	15	31	52%	5	1	6	83%	17	3	20	85%	38	19	57	67%
	8,768	定員	2,287	2,270	4,557				0				0					
高山市	90,938	施設数	8	16	24	33%			0			3	3	0%	8	19	27	30%
	4,436	定員	675	2,150	2,825				0				0					
多治見市	113,718	施設数	10	5	15	67%			0		6	5	11	55%	16	10	26	62%
	5,150	定員	1,360	726	2,086				0				0					
関市	91,057	施設数	10	9	19	53%			0			7	7	0%	10	16	26	38%
	4,544	定員	960	1,390	2,350				0				0					
中津川市	82,051	施設数	17	7	24	71%			0		6	4	10	60%	23	11	34	68%
	3,896	定員	1,560	565	2,125				0				0					
美濃市	21,928	施設数	0	6	6	0%			0			1	1	0%	0	7	7	0%
	902	定員		500	500				0				0					
瑞浪市	39,022	施設数	8	2	10	80%	8	0	8	100%	8	1	9	89%	24	3	27	89%
	1,723	定員	620	200	820				0				0					
羽島市	68,588	施設数	0	11	11	0%			0		1	2	3	33%	1	13	14	7%
	3,542	定員		1,850	1,850				0				0					
恵那市	52,606	施設数	0	2	2	0%	16	0	16	100%	3	1	4	75%	19	3	22	86%
	2,321	定員		120	120				0				0					
美濃加茂市	55,391	施設数	9	4	13	69%			0			3	3	0%	9	7	16	56%
	3,466	定員	885	570	1,455				0				0					
土岐市	60,124	施設数	9	3	12	75%			0		7	7	7	100%	16	3	19	84%
	2,684	定員	981	280	1,261				0				0					
各務原市	148,332	施設数	5	12	17	29%			0			14	14	0%	5	26	31	16%
	7,720	定員	749	1,390	2,139				0				0					
可児市	100,664	施設数	4	5	9	44%			0		1	8	9	11%	5	13	18	28%
	5,353	定員	435	927	1,362				0				0					
山県市	28,492	施設数	7	0	7	100%			0			1	1	0%	7	1	8	88%
	1,025	定員	730		730				0				0					

市町村名	総人口		認可保育所				幼保連携型 認定こども園				幼稚園				計			
	年齢前児童数	区分	公立	私立	計	公立率	公立	私立	計	公立率	公立	私立	計	公立率	公立	私立	計	公立率
瑞穂市	53,271	施設数	9	2	11	82%			0		1	1	2	50%	10	3	13	77%
	3,650	定員	1,495	120	1,615				0		390	200	590	50%	1,885	320	2,205	77%
飛騨市	25,758	施設数	6	1	7	86%			0				0		6	1	7	86%
	981	定員	755	150	905				0				0					
本巣市	35,239	施設数	7	0	7	100%			5	5	5	1	6	83%	17	1	18	94%
	1,682	定員	598		598				0	100%			0					
郡上市	44,158	施設数	7	7	14	50%	2		2	100%	3	2	5	60%	12	9	21	57%
	1,899	定員	530	570	1,100				0				0					
下呂市	34,627	施設数	10	0	10	100%			0				0		10	0	10	100%
	1,395	定員	1,221		1,221				0				0					
海津市	37,200	施設数	2	7	9	22%			3	3	4	4	4	100%	9	7	16	56%
	1,416	定員	140	600	740				0	100%			0					
計	1,764,413	施設数	164	140	304	54%	39	1	40	98%	64	97	161	40%	267	238	505	53%
	86,672	定員	13,272	16,293	29,565				0				0					

※認可保育所・認定こども園の数値 H27年4月1日現在 保育所等の現況報告統計より

※幼稚園の数値 H26年5月1日現在 学校基本調査より

### ○認可保育所及び幼稚園の公立の割合

認可保育所の公立割合	割合	市数	市名
100%	3市	山県市、本巣市、下呂市	
75%~99%	4市	瑞穂市、瑞浪市、土岐市、飛騨市	
50%~74%	6市	大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃加茂市、郡上市	
25%~49%	4市	岐阜市、高山市、各務原市、可児市	
1%~24%	1市	海津市	
0%	3市	美濃市、羽島市、恵那市	

幼稚園の公立割合	割合	市数	市名
100%	2市	土岐市、海津市	
75%~99%	3市	大垣市、瑞浪市、恵那市	
50%~74%	5市	瑞穂市、多治見市、中津川市、本巣市、郡上市	
25%~49%	1市	羽島市	
1%~24%	2市	岐阜市、可児市	
0%	6市	高山市、関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、山県市	
無	2市	飛騨市、下呂市	

## 10. 各種補助制度事業

番号	補助事業名	事業内容	補助対象	負担割合				備考	
				国	県	市	事業者		
1	保育所等緊急整備事業費補助金	保育所整備交付金を活用して、待機児童解消のための保育所の創設や老朽化等による保育環境整備を行う民間保育所や、地域における子育て支援の中心となる子育て支援のための拠点施設の整備に対して、市町村を通じて必要な経費を助成する。	私立保育所	1/2 保育所等整備交付金	—	1/4	1/4		
2	保育所等緊急整備事業費補助金 (待機児童解消加速化プラン適用)	保育所整備交付金を活用して、待機児童解消のための保育所の創設や老朽化等による保育環境整備を行う民間保育所や、地域における子育て支援の中心となる子育て支援のための拠点施設の整備に対して、市町村を通じて必要な経費を助成する。	私立保育所	2/3 (基金)	—	1/12	1/4		
3	市町村子ども・子育て支援事業計画推進事業費補助金	市町村の子ども・子育て支援事業計画の充実と実行支援のため、公立保育所の定員増を伴う施設整備に対して助成を行う。	市	—	1/4 ぎふっこ応援基金	—	—		
4	低年齢児保育促進事業補助金	年度途中で低年齢児を受け入れることができるよう、低年齢児保育のための保育士を年度当初から加配する私立保育所等に補助を行う市町村に対し必要な経費を補助する。 ・補助基準額 加配保育士1人あたり 1,265千円	私立保育所	—	1/2	1/2	—	年度途中受入促進事業補助金	
5	施設型給付費・地域型保育給付費 (負担金)	市町村が保育に欠ける子どもに対して保育を実施した場合において、特定教育・保育施設及び地域型保育に要する費用の一部を負担する。(市町村措置分負担金の一部)	特定教育・保育施設及び地域型保育	1/2	1/4	1/4	—		
6	幼児教育緊急整備事業費補助金	私立幼稚園における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の教育の質の向上に必要な整備に要する経費に対して助成する。	私立幼稚園	認定こども園	1/2	—	—	1/2	
				その他幼稚園	1/3	—	—	2/3	
7	認定こども園施設整備事業費補助金	幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備に対して助成する。幼稚園型認定こども園の幼稚園部分の整備(保育所機能部分と一体的に行う幼稚園部分の施設整備)	認定こども園	1/2	—	1/4	1/4		
8	障害児保育事業補助金	市内の私立保育所にて障害乳幼児を保育している場合。	清流みずほ保育園、おひさま保育園	—	—	市長が別に定めるところにより算定した額の範囲内。	—	障害児保育事業補助金 ※市単独補助	



番号	補助事業名	事業内容	補助対象	負担割合				備考
				国	県	市	事業者	
9	延長保育事業費補助金	11時間30分以上の保育を実施する市内の保育所	清流みずほ保育園、おひさま保育園	1/3 子ども・子育て支援交付金	1/3 地域子ども・子育て支援事業費補助金	1/3	—	延長保育対策費補助金
10	一時預かり事業費補助金	一時預かりを実施している市内所在の保育所	市立保育所、清流みずほ保育園	1/3 子ども・子育て支援交付金	1/3 地域子ども・子育て支援事業費補助金	1/3	—	一時預かり事業費補助金
11	地域子育て支援拠点事業費補助金	地域子育て支援センター事業を行う市内所在の保育所	市立保育所、清流みずほ保育園、おひさま保育園	1/3 子ども・子育て支援交付金	1/3 地域子ども・子育て支援事業費補助金	1/3	—	地域子育て支援センター事業費補助金
12	運営費補助金	市内所在の保育所で保育事業を実施するために必要な運営費用	清流みずほ保育園、おひさま保育園	—	—	市長が別に定めるところにより算定した額の範囲内	—	運営費補助金 ※市単独補助
13	乳幼児保育特別対策事業費補助金	認可保育所の補完的な役割を担っている認可外保育施設で行う乳幼児保育(0・1歳児)又は延長保育事業に対する補助を行う。	認可外保育施設	—	1/2	1/2	—	・瑞穂市保育室事業補助金交付要綱との整合性整備が必要 ・延長保育補助事業は補助金要綱未整備 ・現在市内に該当施設なし
14	利用者支援事業	子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようなサポートする事業。	市、清流みずほ保育園、おひさま保育園	1/3 子ども・子育て支援交付金	1/3 地域子ども・子育て支援事業費補助金	1/3	—	
15	病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付託された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。	病院・保育所等	1/3 子ども・子育て支援交付金	1/3 地域子ども・子育て支援事業費補助金	1/3	—	
16	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を醸成する事業。	特定教育・保育施設及び地域型保育	1/3 子ども・子育て支援交付金	1/3 地域子ども・子育て支援事業費補助金	1/3	—	

## 11. 保育に対する市町村単独補助事業の状況(近隣4市)

H27.4.1現在

	補助事業名	事業内容	26年度 実績(千円)	27年度 予算(千円)
岐阜市	延長保育接続補助金	原則的な保育時間(8:30~16:30)より開所時間が長く、11時間開所して保育を行っている保育所に対して補助する。	-	156,711
	障害児保育補助金	障害児保育を実施している保育所に対して補助する。	78,852	95,591
	低年齢児保育対策費補助金	年度途中に0~2歳児を受け入れるため、年度当初より保育士を加配している保育所に対し補助する。	40,579	110,500
	運営費補助金	眼科及び耳鼻咽喉科検診、環境衛生検査、調理員検便、保育士等处遇改善等の経費に対し補助する。	104,999	23,873
	岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会 事業主負担分補助金	財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会に加入する事業主(民間社会福祉施設及び団体をさす)の共済会事業主負担分を補助する。	29,240	-
		市 計	253,670	386,675
大垣市	民間保育所運営補助金	公私立の格差の是正、運営費補助等	35,945	29,890
	障害児保育対策事業補助金	障害児保育を実施している保育所に対して補助	2,286	2,299
	民間保育所中規模補修事業補助金	運営費以外の中規模補修工事に助成(補助率 3/4)	10,000	10,000
	民間保育所職員研修事業補助金	民間保育所の職員が、大垣市の指定する職員研修へ参加した経費に助成(補助率 1/2)	179	0
	民間保育園通園バス購入事業補助金	園児の通園用バス事業を新規に実施する場合及びおおむね10年を越えて使用したバスを更新する場合のバス購入に要する経費を対象に補助(補助基本額380万円×2/3)	2,000	2,530
	民間保育所耐震補強事業補助金	耐震補強工事に要する経費に対する補助	0	0
	保育所施設借入金利子補給	資金の融資を受け、社会福祉事業を行う者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する利子補給金。	230	500
	民間保育所整備推進事業補助金	民営化後3年間における施設整備に対する補助	0	0
	民間保育所改築事業補助金	改築等を行う民間保育所に対する補助	0	362,700
		市 計	50,640	407,919

	補助事業名	事業内容	26年度 実績(千円)	27年度 予算(千円)
羽島市	保育所育成補助金	保育所職員育成(保育士の資質の向上を図る)	3,360	3,360
		保育所運営費(運営の円滑を図る)	1,795	1,795
		賠償責任保険負担金(園児の災害時に給付する)	195	200
		保育園まつり(保育所の現状等をPRする)	380	380
		歯科嘱託医補助金(園児の口腔衛生)	526	526
		保育士待遇改善(職員の処遇改善のために補充する)	2,142	2,142
	保育所整備事業補助金	保育所整備事業(施設整備に対し市2/3を補助)	5,332	5,332
	障害児保育対策事業費補助金	障害児保育対策事業(特別児童扶養手当対象児1人につき月額63,750円・軽度障害児1人につき月額45,830円)	19,203	22,450
	保育所地域活動事業費補助金	保育所地域活動事業(各地域との交流)	2,200	2,200
		市 計	35,133	38,385
各務原市	無認可施設保育事業補助金	障害児1人つき年額 95,625円	287	
	私立保育園対策事業補助金(障害児保育事業補助金)	重度障害児1人につき月額 80,800円 軽度障害児1人につき月額 53,900円	13,257	
		市 計	13,544	
瑞穂市	障害児保育事業補助金	市内に住所を有する障害乳幼児が入所している民間保育所に対する補助	0	0
	延長保育対策費補助金	11時間30分以上の保育を実施する市内所在の私立保育所に対する補助	1,200	1,200
	一時預かり事業費補助金	一時預かり事業を実施する市内所在の私立保育所に対する補助	1,580	1,580
	地域子育て支援センター事業費補助金	地域子育て支援センター事業を実施する市内所在の私立保育所に対する補助	13,518	14,906
	私立保育所運営費補助金	市内所在の私立保育所で保育事業を実施するのに必要な運営費に対する補助	11,193	11,218
			市 計	27,491

## 12. 保育所整備の今後

- ・母親の就労機会の増加と育児休業からの復帰により、未満児保育の必要性が高まり、整備することが必要。
- ・小学校と保育所が連携できる立地を進める。（スムーズな就学と保護者の地域でのつながりを支える。）

### 未満児の受入施設の拡充

別府保育所の施設定数の変更(240人から260人へ)

別府保育所東棟改修による未満児保育の拡充検討

### 老朽化保育所の改築

穂積保育所の建替え(未満児保育の導入)

牛牧第一保育所の建替え(未満児保育の導入)

### 本田小校区と生津小校区の保育所のありかた検討

小学校と保育所との連携 スムーズな就学への繋ぎ

# 保育士就職チャレンジ研修 状況報告

## 1 各開催ごとの参加人数等

開催日	会場	参加者数	うち育児休業中の職員	未経験者 ※幼稚園教諭経験者を除く	託児利用者数
9月15日	牛牧第2保育所	4	2	0	3
9月30日	中保育・教育センター	3	1	0	2
11月11日	西保育・教育センター	9	4	1	4
11月27日	本田第2保育所	6	2	2	4
	総参加者数	21	9	3	12

※2回参加者1名(保育士経験者、託児あり)

## 2 研修内容

- ・保育園の紹介 (パワーポイントでのプレゼン形式)  
※保育士という職業の素晴らしさを説明
- ・保育体験(希望年齢児のクラス訪問)
- ・施設見学
- ・教材作成実習等  
(体操、牛乳パック人形、じゃがいももち作り  
廃材を使ったおもちゃ作り、キーホルダー作り)

## 3 就労への繋ぎについて

1名がフルタイムで採用(11月1日付け)となった。

参加者の大半が、平成28年度の補助職員保育士として就職するか検討している。

## 平成28年度放課後児童クラブ利用申込人数

## ・平日利用

平成27年12月18日現在

	生津	本田	穂積	牛牧	西	中	南
1年生	19	25	24	35	16	7	25
2年生	17	16	28	28	6	11	14
3年生	6	17	18	16	4	6	16
4年生	9	6	14	10	1	1	1
5年生	0	4	4	2	3	1	3
6年生	0	1	1	0	0	0	0
合計	51	69	89	91	30	26	59
定員	60	50	70	60	20	20	60
受入	51	55	77	66	22	22	59
不承諾	0	14	12	25	8	4	0

## ・長期のみ利用

	生津	本田	穂積	牛牧	西	中	南
1年生	1	0	6	3	0	1	4
2年生	4	1	4	7	1	0	2
3年生	4	2	3	1	3	3	4
4年生	2	0	1	3	0	5	2
5年生	4	2	1	1	0	2	5
6年生	0	2	0	0	0	0	0
合計	15	7	15	15	4	11	17



「ママフレ」は、瑞穂市の行政サービスや救急時の連絡先、子育て関連施設・窓口など、子育てに必要な情報がいっぱい!



※スマホが  
必要です!

地域のイベント情報など  
お出かけ先からも探しやすい!  
ママやお子さんにピッタリの  
情報がお知らせされる!

アプリのご利用で瑞穂市からの行政サービス情報や子育て情報が  
タイムリーにお知らせされるので大切な情報を見逃すことがなくなります!



とっても便利な  
スマホアプリを  
使ってみてね!

## アプリの使い方

### ① App Store、Google Playから アプリをダウンロード



子育て応援アプリ  
「子育てタウン」

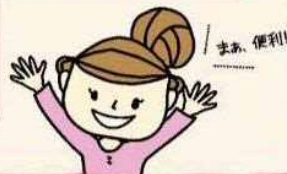


### ② ダウンロードしたら、地域を登録! (※必須入力)



※お住まいの自治体の情報は、郵便番号を登録しないと見ることができません。  
※メールアドレス・パスワード入力は必須ではありません。

### ③ お子さんの年齢または出産予定日を入力!



※ニックネーム、性別は必須ではありません。

この事業は「清流の国ぎふ推進補助金」をうけています。



保育情報を  
集めやすく  
助かる!

こんな便利な  
制度が  
あったのね!

知らなきゃ  
損する  
ところだった!

初産で  
不安だったけど、  
安心して子育て  
できそう!

瑞穂市に  
住んでて、  
よかった~!

相談窓口が  
わかって、  
いざという時に  
安心!

Webサイトで  
サッとチェック  
できるから便利!



育児を応援する行政サービス情報ガイド



ママフレWEB



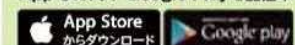
WEB

瑞穂市 ままフレ で 検索  
<http://mizuho-city.mamafre.jp>



アプリ

子育て応援アプリ「子育てタウン」  
App Store / Google Playで配信中



瑞穂市 / 株式会社アスコエパートナーズ



瑞穂市  
ままフレWEBで  
一挙公開!!

# 知っておきたい行政サービスいっぱい!

## 届出



●**妊娠・出産に関する届出**  
母子健康手帳の交付や国民健康保険加入について、ご案内します。

## 健康



●**お子さんの健康**  
4か月児・1歳6か月児・2歳児・3歳児の健診のご案内です。

## ●お母さんの健康

妊婦健診や里帰り時の健診費用助成のご案内です。

## ●産前・産後の訪問指導

妊娠中や出産後にお宅を訪問し、健康や育児に関する相談などを行います。

## ●お子さんの予防接種

乳幼児期に受ける予防接種のご案内です。

## おかね



## ●妊娠・出産したお母さんへのお金などのサポート

妊娠中から出産後まで何かとかかる費用などをサポートする制度の紹介です。

## ●子育て中の方へのお金などのサポート

児童手当や医療費助成など、子育て中の方をサポートする制度の紹介です。

## ●ひとり親の方へのお金などのサポート

金銭的な支援から就労支援まで、ひとり親家庭をサポートする制度を紹介します。

## ●未熟児・障がい・難病のお子さんへのお金などのサポート

医療費などのサポートについての紹介です。

## あずける



## ●新制度による教育・保育サービスについて

平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」による新しい教育・保育サービスを利用するための認定手続きや保育料などのご紹介です。

## ●定期的に利用する教育・保育サービス

保育園や幼稚園など毎日のように利用する教育・保育サービスを紹介します。

## ●一時的に利用できる保育サービス

一時預かり(一時保育)など、時間や期間を限定して利用できる様々な保育サービスを紹介します。

## 学ぶ・出かける



## ●親子で楽しめるイベント・催し

子どもの遊び場や仲間づくりの場など、親子で楽しめる遊び場を紹介します。

## ●妊娠出産・子育てに役立つ教室・講座

ババママ教室や離乳食教室など、妊娠中から出産後に役立つ教室・講座を紹介します。

## ●親子で使える施設・スペース

児童館や子育て支援センターなど、遊び場から相談先まで子育てを応援する施設を紹介します。

## 相談する



## ●妊娠出産・子育てに関する相談先

健康はもちろん、生活、しつけのことまで、相談できる窓口をまとめました。

## 病院・救急



●**妊娠出産・子育てに関する病院と救急連絡先**  
いざという時の連絡先をまとめました。

とっても便利です!

## ままフレWEBの上手な使い方

二次元コードから「子育てナビ」へジャンプ!

行政サービス一覧

使いたいサービスを選んでね!

※Webサイトは、PCとスマートフォンに対応しています  
※画面はイメージです

### 妊婦健康診査

妊娠中の健康を見守ります

[概要]

妊婦さんやお腹の赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するのが妊婦健康診査です。妊婦さんの健康診査は、一般的に出産までに14回程度受診するのが望ましいとされています。しかし、妊娠は病気ではないため健康保険は適用されません。出産までの健診を受ける際の経済的な負担を軽くするため、健康診査費用の補助が実施されています。